

健康経営の第一歩 “けんしん” 活用術

定期健康診断の実施

- ・労働安全衛生法に基づく健診（義務）
- ・事業者が実施
- ・対象は全年齢



「定期健康診断割引制度」

函館商工会議所では、会員の方の健康管理の充実を応援しています。

<https://www.hakodate.cci.or.jp/fukurikousei/medical>



医療保険者へ定期健康診断の結果を提供しましょう

事業者は、医療保険者から40歳以上の従業員の定期健康診断結果を求められた場合は、医療保険者に提供しなければなりません。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）
健診結果の提供にあたっては、**問診時に「服薬歴」と「喫煙歴」をご確認**いただく必要があります。
医療保険者に結果を提供すると、特定健康診査を受けたことになり、
健診結果に基づき、医療保険者が実施する「特定保健指導」の対象者が抽出されます。
※特定健康診査等については次ページをご覧ください。

健診は受けっぱなしにせず、
結果に応じて、再検査などを受たり、
生活習慣を見直すことが大切です！
**特定保健指導の対象者がいたら、
しっかり利用を勧めましょう！！**



函館地域産業保健センターへの相談も可能です！

産業医選任義務のない小規模事業場の相談窓口

- 健康相談窓口の開設
- 訪問による産業保健指導など

<http://www.hakodate-med.org/sangyo.html>





特定健康診査

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うものです。
対象は40～74歳までです。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、
生活習慣病のリスクの有無を検査し、リスクのある方には生活習慣の改善のための
『特定保健指導』を受けていただくことを目的としています。



●厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>

Q．医療保険者への健診結果の提供に、本人の同意は必要？

A．法律に基づく項目であれば不要です。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供の義務が生じている項目
（特定健康診査の項目）のみ、本人の同意は不要です。

それ以外の項目の提供については、本人の同意が必要となります。

また、改正健康保険法等により、40歳未満についても、医療保険者から
事業者へ提供を求めることが可能となりました。

▶ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

第23条第1項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、
個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 （以下略）

がん検診の実施

実施については任意ですが、健康経営の観点からすれば、効果的な投資対象となり得ます。
検診でがんを早期発見することで、早期治療につながり、
本人や家族、職場等の負担を最小限にすることが可能です。

従業員が居住する市町村の検診を勧め、

その受診にかかる時間への配慮などから、始めましょう！



函館市のがん検診

- 函館市に住民登録があり、受診日の年齢が対象に達している方が受診できます。
詳しくはホームページをご確認ください。

<https://hako-kenko.com/info/cancer/screening/#2>



	項目	対象	受診間隔
胃がん検診	問診，胃部X線検査	35歳以上	1年に1回
	問診，胃内視鏡検査	50歳以上	2年に1回
肺がん検診	問診，胸部X線および50歳以上で ハイリスクの者へは喀痰細胞診	40歳以上	1年に1回
大腸がん検診	問診，便潜血検査	40歳以上	1年に1回
子宮がん検診	問診，視診，子宮頸部の細胞診， 内診など	20歳以上の女性	2年に1回
乳がん検診	問診，マンモグラフィなど	40歳以上の女性	2年に1回

※受診間隔が2年に1回のがん検診は、生まれ年（西暦）により受診できる年度が異なります。

※胃がん内視鏡検診を受診した翌年に、胃部X線検査を受診することはできません。

問合せ先（共通）

函館市保健福祉部健康増進課
0138-32-1515

※医療保険者が実施する健康診断にがん検診がセットになっている場合があります。

詳しくは、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

例）協会けんぽ北海道支部『生活習慣病予防健診』

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/cat040/hihokensya/20190406/>



歯科検診の実施

○ 妊産婦および成人歯科検診

- 函館市に住民登録がある、妊産婦または40歳以上の方が受診できます。

詳しくはホームページをご確認ください。

妊産婦：<https://hako-kenko.com/info/dental/woman/>

成人：<https://hako-kenko.com/info/dental/seijin/>



○ 歯周病検診

- 函館市に住民登録がある、40歳、50歳、60歳、70歳の方が受診できます。

誕生日により受診できる年度が異なりますので、

詳しくはホームページをご確認ください。

<https://hako-kenko.com/info/oral/examination/>



問合せ先（共通）

函館市保健福祉部健康増進課

0138-32-1515

